尋問手続の案内

１　次回期日

　　時間　　　　令和５年　　月　　日　午後１時３０～午後５時

　　　　　　　　（予定ですので、３０分程度延びる可能性がございます。）

　　集合場所　　大阪地方裁判所　本館　　　　号法廷

|  |
| --- |
| 大阪地方裁判所  所在地　〒５３０－８５２２　大阪府大阪市北区西天満２丁目１−１０  　電話　　０６－６３６３－１２８１ |

　　持ち物　　　印鑑（認印）

免許等の身分証明書をお持ちください。

２　服装

義務ではありませんが、スーツ等の服装をお願いします。

３　尋問の内容

（１）尋問とは、裁判官の前で、以下の手順で証言する手続きです。

（２）私たちが、尋問メモ通りの質問をしますので、それに答えて頂きます。

裁判官は、それのやり取りを聞き取って、判断の材料にします。

（３）私たちの次に、相手方の弁護士が様々な質問をしてきます。

例えば…

「あなたは○○と言っているが、その次の日に××していたことが分かっています。これは矛盾しませんか。」

のような質問です。ある程度、質問を予想することは可能ですが、最終的には、その場で対応してもらうほかありません。

（４）最後に、裁判官が質問して終わります。

４　持ち物検査

　　　裁判所に入る際には、持ち物検査があります。ご注意ください。

５　証拠物（※　裁判所が証拠物の原本の持参を求める場合があります。）

|  |
| --- |
|  |